

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼田3丁目10-14
電話 (243) 0141
14年1月27日

若い人が大勢参加盛り上がった婦人部総会&新年会

一月十九日(日)新潟東映ホテルで婦人部第三十六回定期総会と新年会を総勢九十一名の参加で開催しました。

渡辺部長より「業者婦人決起集会では、初めて参加してくれた方が六名いて、うれしかった。これからも初めての人を増やして婦人部を知って欲しい。そのためにも、最初は、『食事会』からでいいので自分たちの支部で集会を開いて、連絡係や世話係を決めて、全支部で集会をして民商に入っている役にたった、悩みが相談できた。そんな婦人部になってくれたらと思います。」と挨拶しました。



その後、活動報告があり、松浜支部の記帳学習会で子育てや悩みなど相談でき、仲間同士の絆ができたこと、亀田支部の婦人部独自の総会を十四回も続けているのは役員との協力と部員同士のつながりを深めていったこと、日本母親大会と業者婦人決起集会に参加して今までに無い充実した日だったこと・・・など三人から活動報告がありました。

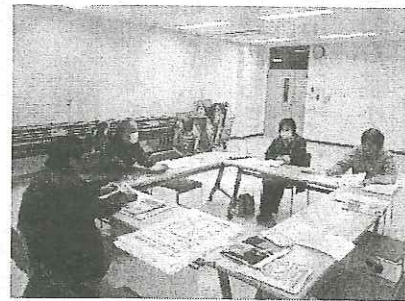
第二部の新年会では「声楽家、五十嵐尚子さんのコンサート」のステキな歌声と演奏をみんなが聞き入り、全員参加で抽選会やストレッチをして盛り上がりました。参加者からは「五十嵐さんの歌に感動した。もっと聞きたかった。」「楽しかった。また参加したいので、誘ってほしい。」などの感想がありました。



1月からの記帳義務化を全会員に知ってもらおう！！

亀田支部 自主記帳学習会開催

今年の一月から白色申告の方にも記帳が義務付けられました。亀田支部では全会員に周知しようと力をいれて活動しています。今月十四日、十五日で計三回の自主記帳学習会を開催しました。夜の商売の方を考慮して、十四日は昼の部(参加六名)、夜の部(参加三名)で亀田市民会館、十五日は夜の部(参加一名)のみでサンウイング横越で実施しました。



今回は学習会に参加して頂いた特典として二種類の日計表を配布しました。会員さんが気にしている所は、「記帳義務化に伴いどの程度の帳面が必要になってくるのか」という所に議論が集中しました。「日々の記帳が必要である」ことを伝え、用意した例題で実際に記入してみて頂きまして。いままでも自分なりの帳面を付けてきているが、どの勘定科目を使用して記帳するか戸惑う会員さんもいました。日程表の背表紙には勘定科目の逆引きの辞書もついており、いままでの自主計算ノートの背表紙にある辞書を併用して使ってもらえば簡単に勘定科目を判別できると思っています。

その他の疑問としては、「記帳義務化に伴い申告時の提出資料が増えるのか」という所です。「申告時に提出する書類はこれまでと変わらない」ことを説明すると、「面倒だから細かく記帳するのはヤメようかな」という会員さんもいましたが、やはり「最低限の記帳はやって商売を見直し、伸ばしていきたいでしょう」とやる気を出していました。「自分なりの記帳を行うことで税務署に認めさせよう、税務署にきちんと説明できれば問題ない」と記帳の意識は高まり、学習会は盛り上がりました。

共済のこともよくわかった

学習交流会(第二回拡大理事会)開く

十八日、午後二時から学習交流会が開かれ、二十四名が参加しました。学習では先ず九月に開かれた「県連共済会理事長会議への報告と問題提起」を二役が読み合わせをし、全商連共済会の歴史と到達を学びました。「改正」保険業法とのたたかいからも五月の全商連共済会第二三回総会までにA会員加入八〇%（現在七四%）達成が重要課題になっており、新潟民商としても全商連目標達成のため、九三%（現在九一%）に引き上げようと討議されました。「新潟民商共済会・改訂版Q&A」の学習をめぐって、特に「安静加療見舞金」について活発な議論になり、全商連共済会への要望も出されました。

その後、「春の運動」提起の中で大腸がん検診・陽性者（四八名）の再検査が二か月経過したにもかかわらず九名と遅れていることについて参加者から、放置して亡くなった人の事例も出され、早急な再検査促進が大事だと話し合われました。

春の共済加入目標を八九名とし、新聞三二〇部・会員九四名の目標とともに挑戦しようと思統一。さらに国保料の大幅値上げの動きに対し、署名運動を中心に取り組み、値上げでなく、引き下げの運動にしていこうと議論しました。参加した水落さんは「共済のまとまった勉強ができて、よくわかった。来てよかった」と感想を語っていました。

国保署名の第一次提出1月29日

28日中に民商事務所に届けて下さい

第三回国保運営協議会開催！

「国保料は据え置き」お意見が半数

民商が参加する「国保をよくする会」は「値上げ反対、引下げ」を求め国保運営協議会委員に要請行動を行いました。15日の第三回運営協議会では、12名の委員中6名が「据え置き」を主張しました。「黒字が出ているのに、保険料を上げるのはいかなものか」「高齢者は年金生活で厳しい。上げないでほしい」との意見が出されています。

秘密保護法は成立後も

反対が多数世論

秘密保護法を撤廃させる緊急集会ひらく

一八日（土）、昨年末に安倍首相が世論多数の反対にもかかわらず成立を強行した、秘密保護法の撤廃を求める緊急集会が市内ユニゾンプラザで開かれました。同法に反対する「新潟の会」の主催で、一六〇人が参加。

集会では初めに新潟県弁護士会の味岡会長があいさつ。言論の自由を侵害する同法の不当性と撤廃へ向けた運動の継続を訴えました。続いて、日弁連憲法委員会事務局長の藤原真由美弁護士が講演。同氏は戦前の事件を発掘して、当時の大審院（最高裁の前身）判決の不当な内容を明らかにしました。

戦前の軍機保護法違反事件

事件は、当時の北海道大学大工学部の宮沢弘幸が旅行先で見聞した根室の海軍飛行場や自分が関わった樺太のオイルタンクの建築について、親しくしていたアメリカ人の英語教師に話したことが軍機保護法に触れるとされたものです。それも開戦の日の一九四一年一月八日に逮捕され、大審院で懲役一五年が確定しました。宮沢は戦後解放されますが、間もなく結核で亡くなります。大審院判決は、①公知の事実でも陸海軍大臣が「軍機指定」すれば軍事上の秘密になる。②その秘密性は官報で公示されるなど指定解除されない限り、一部の者が知っていても、人に話せば軍機漏えいに当たる。③軍機を知る手段、方法は不正なものでなくともよい、ということなのです。要するに、時の政府の都合で秘密指定されれば、犯罪にあたるようなことは何もしていなくても人に話ただけで懲役一五年の重罪にされるといことです。藤原弁護士は、安倍内閣の秘密保護法もこれと同じだと言います。現在では、とくに取材活動についての萎縮効果が懸念されるが、今後の撤廃運動の盛り上がりで法律の適用をさせないことを目ざそうと訴えました。

成立後も世論の反発が大きく署名集まる

講演後、参加者からは、加茂市議会で、法案成立反対の意見書採択をめざす運動で保守会派の議員も反対討論をした。柏崎では、法案成立を反原発運動に対する攻撃ととらえている。古町十字路での署名活動で、一時間で一四〇署名集まり、何人もの通行人から励まされた。情勢が大きく変わっているのを痛感した、などの発言が出され、共同の広がりを感じさせる集会となりました。